



鴻池善右衛門家の家訓について（宮下孝吉博士記念 號）

宮本， 又次

(Citation)

国民経済雑誌, 110(3):36-58

(Issue Date)

1964-09

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00168061>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00168061>



鴻池善右衛門家の家訓について

宮 本 又 次

は し が き

鴻池善右衛門家の家訓・店則をここに紹介したいと思う。鴻池善右衛門家については拙著「鴻池善右衛門」を見られたい。また作道洋太郎・安岡重明・森泰博・川上雅・藤田貞一郎氏などの各種の鴻池家に関する論稿を参照してほしい。

一 始祖新六の「子孫制詞条目」

始祖新六は慶長十九年に「子孫制詞条目」なるものを制定したという。これはすこぶる長文のものであるが、その眼目とするところは、冒頭的一条に『万端正路を専らとし、正法国法を守り、仁義・五常之道に背かず、主君大切、父母に孝行、家内睦まじく、^{へりくだり}謙り驕らず、第一家職を励むべき事』というところにある。

以下順を追って、神仏の崇敬、先祖恒例の仏事の勤行、召使男女小者の取扱い、喧嘩口論の成敗、金銀融通相談のため宴席におもむくことの厳禁など、およそ商家の子弟として平生心得うべきこと、十数項に及び、丁寧懇切に諭示している。その巻尾には

慶長十九年寅年十月十日

山中新右衛門幸元 花押

同子孫中江

と記されている。

手跡算術をはげみ、諸芸遊芸をかたく停止し、算筆は諸家職業の肝要、遊芸は家名破滅のもととしている。召使のものの密会を禁じ、喧嘩口論をおさえ、

高声にて言葉争うことをとめている、人は堪忍を第一にすべしととき、言葉いつわりなく行い、実躰にいたすと何方へいつても心安かるべしとし、また御馳走政策を禁じ、遊芸にふけることをいましてしているし、諸道具・衣服・飲食に風流を好み、金銭をついやすことを禁じ、儉約をままれととき、分限に応じ、万事目立たざるように仕るべしとしている。

治にいて乱を忘るべからずとし、富たるときには貧しきをおもえととき、冠婚葬祭すべて年中節会の儀式を正しく仕るべしと命じ、また家内の者にそれぞれの役割を定めおいて、その預る役方に越千度があれば、たとひ年功積りしものにてても、下役に引おとし、勤方万事取り廻りよろしく、実躰のものであれば、年若のものにてても、上役に引上げよとし、傍輩が頭を出すことを、そねみなどしてはいけないとする。

家業の余力をもつて、学問をはげむべしとし、『第一経書を熟読して、聖法人道の正しきを守り、かねて諸伝歴史に通じて、古今の成敗治乱をもつて己がいましめとせよ』と教えている。しかし君子の学はよいが、小人の学はよくないとしている。詩文に志し、博学と尊ばれるために、経伝歴史に通じ、みだりに古今の政を是非するなど、小人の学はいましてしているのである。

この条目は他家他門に及ぼして、見すべきものでない。当家氏族のもののみをいましめるものである。毎年正月七日にすべて、氏族のものを集め、先祖霊前において、これを読み聞かせ、法を急度守るべし、またもしそれにそむくものがあれば、双方異見を加え、その身を急度慎しませるようにせよといっている。

しかしながらこの「子孫制詞条目」の全文を精査すると、その大半は後世の加筆になったものの如くで、必ずしも、始祖当時のものとは思われない。しかしそれにしても、始祖新六が思慮の深い人物で、将来の大計を定め、子孫の万代のため、如何に肝胆を砕いていたかが、想見されるのである。

幸元子孫制詞条目

- 一、万端正路を専とし、王法国法を守り、仁義五常の道に背かず、主君大切、父母に孝行、家内睦、謙り驕らず、第一家職を勤べき事
- 一、神明棚持仏壇毎朝払ひきよめ、精誠祈念仕へし、今日一飯一衣を得も、天地神仏国王の御守護無

之して其業成べからず、高恩日夜忘るべからず。

一、先祖恒例の仏事怠慢なく、急度勤行仕へし、先祖無くして父母なし、父母なくして己か身なし當時家業都合宜くいも、己が利根発明にして、勤出すにあらず、全先祖累代の積徳にして、父母ノ養育也、厚恩忘るべからざる事

一、先祖御位牌場并に御墓所平日塵積り草はへ見苦敷躰有之いはゞ当相続人越度たるへし、若し清からざれば、其流必濁る、嫡家正しからざれば、氏族の家法自ら乱、古より国を治め、民を安んじ玉ふ君ハ先御身を正しくして民に及し、御国を治め玉う国を亡し、家を失玉ふ君ハ御身正しからず、民を苦しめ玉ふこと諸書に顕然たり

故ニ其家主たる者ハ第一己か身も肝要にい惣て家内の者皆主人の好所を見習ふ故に主したる者ハ己を慎み正しく守る事大切にい 己行ひ正しからずして家内の者を咎るときハ応ハ威勢に恐れて、服するに似たれ共、内心感得せざるか故に、自から家法乱るへし、其家を齊ンと欲る者ハ先其身を修るの聖言忘るべからず、先家法正しく立己が身を先立て勤事

一、当家召使の男女小者に至るまで、行末一分の家をも立させ申へし然るに不善不行儀を見習し其身をそこなえしむる事主したる者のあやまちなり。夫身薄き小者に至るまで、皆他の父母の愛子ニい其奉公初めの時其父母誰彼の家を担ひかの家ハ当時勤めよくハいハ共行末の為宜しからず、かの家ハ家風厳しく身究屈なりとも行末の為よかるへしと各主家をゑらんで致しいハ我に隨ふ者を疎におもうへからず、心親となり兄となりて、是を憐むへし、先第一手跡算術を勵し、諸芸遊芸を堅く停止致へくい。算筆ハ諸家職業の肝要遊芸ハ家名破滅の基なる事を示し、専ラ行義正しく実跡正直ニして職分に怠りなく節儉を守り、他の手本にもなるへき様仕立置資金を与て、別家いたしなり共親里へかゑしなり共その心に任へし、若し又大家の風習を見習置いはゞ、たとい何程資銀与て別家致させい共自然勝手向手広になり、但一時の栄花にして其身長久すべからず、父母并に一類までかゑつて主家をうらむに至る、能々思慮を致べくい。若又教訓を聞かず、異見をもちひざる者にいハ、手数かさならざる間早々親里江送りかへすへき事

一、若気の至り也と云ふ共酒宴遊興長し家業に怠り、猥りに金銭を費しい義先祖の積徳父母の厚恩を知らざるが故也。若異見をもちひずいハ、其身一銭を与へず、赤裸にして家を放ち出すべき事

一、当家召使の者男女密懐の義堅く是を禁す、若相背き密かに通する者有之いハ、たとい是迄年来の勤方宜敷い共双方共払出し永く出入を差とめ可申事

一、当家の者喧嘩口論は勿論惣て高声にて言葉争ひ仕間敷い若し至而無理非道申者有之いハ、其由年老の者へ訴静に善悪を可被糺い若たがいにか業の義ハ申に及はず、論議高声ニのり合いハ、是非利害を解す双方其場より別室に閉居せしめ追而沙汰に可及事

一、人ハ堪忍を第一とす。忍の徳たる万行苦戒も及ぶへからずと仏言にものたまゑり、己怒て人に向へハ人また怒て己に向ふ。衣服飲食行住座臥万事己が心に任せず。尤こらゑしのぶへし、但謙り驕らすして父母の遺骸を守るへき事

一、御武家方ハ申に及ばず、たとい卑賤乞食等に至迄慮外僥相無之様相心得申へき事

一、火災盜難其外惣て災難の義万事、己か懈怠より発る其旨承知可仕事

一、家内の者男女上下其他所江出い節ハ其方角并道順留主の者に申置へし、自然留主の者如何様の用

向出来いも難計い間其心得可有い。帰宅致いハ、是又早々可申達事

一、万端小事ハ己一人ニ而取斗大事ハ家内衆評の上取り行ふへし、若し越度有之い共惣家内中の越度に致へき事

一、言葉いつわりなく行ひ、実跡ニいハ、何方へ参りい共、安かるへし、言葉いつわり多く行ひ正しからされハ、親の膝元といゑ共危かるへき事

一、当時頃日金銀融通を他に請ふに金主手代の者を遊所に伴ひ、美女を集めて酒宴を致し、其座席にて事を談るの由、元来金子助力の義勝手向不如意に付他の力を借るに数多の金銀を費事意味深長有る事にい敷未聞の熟慮ニ夫酒ハ過る時ハ乱て差別なきに至る。茲を以て大金を費し、美女を集めて、酌を取らし、手代の者を酒狂人に仕立其虚を計り事をなすのはかり事にいハハん敷仍而手代の者酒魚乗して大言を吐き万端己独り事を約するの趣ニ而その事を承知す酔醒て後、前夜の広言義理に窮し始末宜様主人に取持其内主家為筋も有之い得共又不為筋も有之へくい双方都合宜物事成就いたしいハ、兎もあれ角もあれ、己不為筋をも聞きながら前夜の義理を以て主を欺ハ奉公の道に背忠を以て成就せざるの時ハ先の費甚以て笑止なるへし、言著を巧にし弁舌を震ふて云い逃るとも独り心恥しかるへし、是他を批判致スにあらず、当家氏族の者常に心得置て然るべくい若し此等の催し場所に至りい事有之い節は、我等事なふして他の響応に逢ふのいわれなし、早其趣向を尋聞先方費へ無之内其有無を決断すべし、此義他の費にして己が損失にあらずといゑ共、己か口鉢ニて費ス所皆是己が天より受得たる食禄を費スなるへし、恐れ慎しむへき也。返す返すも己が損ニあらざるを幸にして猥に己が天禄を費す間敷い夫人間衣食住皆是天より受け定め由諸書に顕然たり。古より家富榮無病にして長命を致さる人々深く天道を恐れて、私なく常に此等の事を慎しみ永天禄をたもたるの由、また当時父母の遺物或主家の憐みにより家富榮たとい千金を費ともたからへらさざる人々も其身天禄早つきるときは或は病身或は短命且は妻子に薄縁種々様々の災難にあふのよし過去の業因とはいいながら、其身慎に悪しく天禄早つきるのよし、是他を誹謗致にあらず、子孫之者慎べき事

其身みだりに費し捨而所之金銭は先祖伝来父母之遺物已是を預り尚子孫に伝ふべきを己猥に費事大不孝之罪天地是をゆるしたまわず。其身必わざわひを受へし、慎み恐るべき也そもそも其身一銭無之して誰か其身を楽しますべき皆是累代父母の苦金にい。たとひ己別段利口を以て別に多分の金銭を儲るとも其元種なくして一銭の儲るへきや先身ハ父母の遺体なり父母の遺骸を以て、もうけし金銭なれハ同じく父母の遺物なり、猥りに惡所に費し捨ること言語道断不屈ニ此等の輩出来いハ、急度戒へくい身体を保つの人を見習ふて己か行跡をみがくへし、随分家業怠りなく常に己か口鉢費をはぶいて是を以て世間の交りを能クし類親しく妻子眷そくを撫育して父母の心を安んし以て子孫に見習ワシ永ク家名相続仕ルへき事

一、茶湯連誹蹴鞠揚弓立花碁将棋并謡舞うち雑子等惣て遊芸の義ハ世間の交りにも可生成い得ハ少々心掛いても然べく敷古より家を興し身を引立い人々其身家職にあらずして之等の遊芸に上達被致の由不承之此等の遊芸に志を励し、隙を費し、家業に怠り、次第身軀も零落し、先祖の千辛万苦して作りみがきたる家を失ひ、父母の位牌の置所なく、終にハ辻門に立て全盛の時習い得し芸を勤とめて食を乞ひ求める者今眼前に之を見聞きす、あながち遊芸を停止するにあらず、其趣を以て稽古も心次第たるへき事

一、悪小なるを以て為すことなかれ、善小なるを以て為さざる事なかれ、と漢昭烈皇帝の遺勅格言なるかな、大事ハ小事より出、蟻の穴より塘崩るの諺尤信ズべくい。易に曰小人ハ小善を以て益なしとしてせず。小悪を以て傷なしとして去らす。故に悪積ソて掩ふべからず、罪大ニして解へからすと聖言急度守るべき事

一、網の綱をあぐれハ衆目之にしたかひ、源是又同様たるべき事

一、居宅并諸道具衣服飲食等花美風流を好み、恣に金銭を費す間敷随分儉約を守るへし乍然儉約を表とし余り見苦敷を物好き諸人の批判を請ケ間敷其時代分限に応し、万事目立ざる様仕るべき事

一、治に居て乱を忘るへからず、当時家富饒也と云ふ共心を放逸に走らしめず、身をやすぎに置へからず、富たる時貧しきをおもい、飽たる時飢を忘るへからず、其心の弛みにより身怠り、奢増長不可致事

一、冠婚葬祭惣て年中節会儀式の義急度仕へし料理献立の義ハ其時代身分相応宜ニ随ひ万事節儉を守り費への無之様可心得事

一、其時代時代に應し家内の者平日夫々の役割を定置都合宜敷様仕へし若其身預る所の役方に越度有之いはゞたとい年功積りし者にい共下役に引落し可申尤勤方万事取り廻り宜実躰なる者にいはゞ年若の者たり共上役に引上ゲ申へし、乍然傍輩の出頭をそねみ他の越度を楽しむへからず、己他の越度をたのしめバ他又己か越度を楽しむへし、双方たかひに心付け合万事越度無之様相勤へき事

一、家業の余力を以て学問を励むへし、学問ハ身を脩家を齊ふ之用然るに学問に偏り家業怠ル間敷い。抑学問を励に其抛君子学と小人学の二道あり。其君子の学と云ふハ第一經書を熟読して聖法人道の正しきを守り、兼てハ諸伝歴史ニ通して古今の成敗治乱を以て己が戒めとし、己正敷を守て家をととのふ、是君子の学なり。次に小人の学と云ふハ其心さす所人にあなどられましく、あなどられましが為に第一詩文に志を励し且ハ博学と尊ばれんが為に經伝歴史に通し、己至道にくらきを恥ジず、猥りに古今の政を是非して顎を震ひ、自ら異人号を称して、驕慢の高きに止り、先祖より仕成し来れる家業職分に怠り、専ら風流而己を事とし、月に誦し、花に吟して世務をうとんず、其甚しきに至つてハ家を辭し、諸国歴遊して其終りを知らず、是学問を励て先祖の家名を云ズと云ふ。慎畏へし我等如の家業にいとまなく元より愚昧の者自ら読て正道を需むるに力なし。但行ひ正敷家業に怠なく親に孝行家内睦しく兄弟氏族の者見聞て仕いハ、此義当相続人の職也と見捨て聞捨て、仕間敷、早足手伝掃除仕へし、兄弟氏族の者共皆是先祖の子孫にい得ハ先祖への勤行不行届の罪当相続人同様たるべき事

右此条目他家他門に及ほし見すへきにあらす。当家氏族の者而己を戒メ毎年正月七月惣て氏族の者を集め、先祖靈前に於て是を読み聞せ、法を急度守るへし若相向きい者之有いハ、双方異見を加へ、其身を急度慎しましむべし、異見もちひす尚驕者いハ、其者一室に閉籠己が過を悔心を改めい迄急度禁足せしむへし。若言葉を巧にして、閉居を免れ出、重て不行跡の行跡有之いハは其者勸氣の為赤裸にして家を払ふへし。或男女召使の者にいはゞ不行跡の趣を其者の親里江申遣し早足其者を引取らしむべし、兼てハ又男女出入の者身持宜しからざるにおいてハ自然家内の小者其不善を見習ふも難計い間其者出入差止申へくい然譏者の巧言も難計可有之い間能々此を穿鑿し鑑ニ邪正を糺し、其上頭分の者共江申談し然後申渡すへくい若し人を嫉み、一言たり共譏言致い者有之いハ、上下

の差別なく其者を戒ムへし若此家法を不用自立して一家をなし、当嫡家に立よらず、先祖の位牌を拜せざる者其身富饒たりといふ共、第一厚恩を知らざる禽獸永当家子孫たる間敷い仍而制詞如件

慶長十九甲寅年

山中新右衛門

幸元花押

同子孫中江

一、当家守護神稲荷御社の義ハ当氏族の者永代守護神に依へばたとい何方へ分家致い共毎月参詣仕へし若無抛義有之節ハ其趣ヲ以て代参仕へし、兼てハ又小破の内修復を加へ大破に及さる様仕へくい并先祖御墓所江参詣」

二 山中喜右衛門宗利の「先祖之規範并家務」

正徳六年四月に山中喜右衛門宗利は「先祖之規範并家務」なるものを定めた。二代目の宗は喜右衛門を名乗っているが、三代目宗利もこの場合は喜右衛門と署名している。鴻池家では代々当主を善右衛門といい、隠居後、喜右衛門と名乗るのが恒例である。宗利はこの頃すでに隠居して、実権をにぎっていたものらしい。

すでにして三代宗利は鴻池の新田の開発に着手し、正徳四年にはこれを竣工し、五年には新田検地をなした。取引していた諸大名は三十二藩に及んだといわれ、大阪随一の豪福になっていた。

この「先祖之規範并家務」において、御先祖より譲りうけた家督を首尾よく相続せねばならぬとし、近き親類縁者のものに対しても、金銀取扱いいたすこと無用としている。三井家や天王寺屋より無心もあったが、これも断って来たと決意の程を示している。善右衛門本家はたとえ子供が多数あっても、先祖からゆずりうけた大切なる道具・家屋敷は嫡子にゆずりわたし、次男共へは新規に家屋敷をもとめ、相応の元手銀を差つかわし、娘などにも充分にしてやる必要はあるが、十中八・九までは本家につたえ、残る一・二歩を次男以下に相続させるとしている。また久宝寺町の屋敷の住所は先祖のいた屋舗であるから、特別に大切にし、年忌の時には皆々ここに集って勤めよとしている。

惣手代には神文の表をよくよく守らせる。この神文を写取ってある巻物を毎

年九月二日に手代が集って披見して相守のようにとしている。これは五カ条からなっていた。

先祖之規範并家務

從御先祖被仰置ひ御趣意又者我等存念之趣左江書記置ひ後々に至迄申伝用イ可被申候此紙面之外善右衛門常々勤方之儀并手代中下々迄申渡置ひ通諸事之家法急度相守可被申事

定

一、從御先祖讓請ひ家督首尾能相統不仕ひ而は御先祖江之不孝又者子孫繁昌不致ひ故常々善右衛門身持之儀何角書付ヲ以申渡置ひ万一行跡之身持在之ひ者各異見仕ひ而茂用無人無之仕形在之ひはば外聞実儀気の毒には存ひ得共差免置ひ而は子孫之相統繁昌無之ひ間無遠慮相談之上追込外に相統人相改め可被申ひ身持宜敷繁昌致ひ様にと願申より外無之ひ間常々無油断各よりも申達し首尾能相統ひ様に可被致ひ兎角末々相統致ひ儀者大切成儀にひ間後々迄も右之趣意ヲ以了簡在之様に致度候支配人替り之節は後役之者茂同前に可被相心得ひ事

一、近き親類縁者之者江金銀取替致ひ事堅く無用にひ金銀差引之事に付ひ而者一門之間不和に成ひ事も在之世上之有様にひ条近き親類江者金銀借し申儀仕問敷旨了信公常々被仰聞ひ第一從御先祖銘々讓請ひ家督無恙相統之事朝暮大切に存ひ上者親類より之無心事聞届け及相談にひ而はおのずから此度家督相統之妨に相成ひ間縁者より何程重く被申掛ひとも断申入金銀借し被中間敷ひ先年三井紹貞同三郎右衛門方より度々無拗筋目ヲ申立銀子取替申様にと頼来ひ勿論段々無余儀様子共被申趣ひ得ば何とぞ銀子取替遣し度存念に在之ひ得共右之通從御先祖被仰置ひ趣茂在之兎角此方家相統之妨に成ひ而者至極大切之儀と存ひ故無是非断申入少しも銀子取替不申ひ天王寺屋五兵衛方よりも無拗無心申来ひ得共是以同前之意味故断申入ひ向後右之類無心之事申来ひ共我等存念之通末々迄相守可被申ひ事

一、善右衛門繁昌に相統子共大勢在之ひ共從御從御先祖讓請ひ大切成道具家屋敷迄相統之嫡子江讓渡し次男共江は新規に家屋敷求め相応之元手銀差遣し行付可被申ひ娘江も相応之持致し可被申ひ何分にも本家造成ひ様に仕或は身体十ヲのものハツ九ツ迄は本家相統人江讓り相残る巷二歩に而次男より以下相統致しひ様に相心得可被申ひ事

一、御先祖様方内久宝寺町屋舖に御住所被遊ひ所にひ得者古屋舖之義者別而大切に存ひ御先祖方御年忌事月々齊右屋敷に而不怠相勤被申ひ候様に致度ひ間惣手代中に茂其從相心得可被申ひ事

一、惣手代中江補文申付ひ神文之表弥以相守可被申ひ事

并右神文写取り前書相加之在之巻物毎年九月二日銀相定メ手代中打寄披見被致相守り可被申ひ神文之表何茂相守りひ様に可申渡事

右五ヶ条從御先祖被仰置ひ格式堅ク相守来ひ末々迄厚存込急度相守ひ様可被致ひ為其奥書依而如件

正徳六年申

山中喜右衛門

四月吉日

花押

この「先祖之規範并家務」は以上の五カ条の定の外に、八カ条の「定」と二

十一カ条の「条々」とがふくまれている。いずれも正徳六年申四月六日日附、山中喜右衛門宗印の署名と印とが附されている。

八カ条の「定」は商家における年中行事中、正月・六月・極月の儀礼の規定をなし、六月の神事、極月二十五日の餅つきを規定し、正月については、元日二日・六日・九日の料理、盃についてきめている。

定

- 一、正月元日礼儀勝手次第に請取申事
 - 一、正月二日夕祝儀之盃別宅手代中惣手代中并子供迄罷出可申ひ盃以後難煮相伴は別宅手代中判形役迄可罷出ひ事
 - 一、正月六日棚路しの祝儀料理相伴は庄兵衛徳兵衛其外用事働ひ別宅手代中判形役可罷出ひ事
 - 一、正月九日節一家中娘共孫子共別宅手代并妻子共外家守出メ之男女迄料理振廻可被申ひ
 - 一、六月神事其外祝儀事は娘共并別宅手代中迄妻呼可申ひ各別之祝儀事には其時之相談次第に呼可申ひ事
 - 一、極月二十五日餅春には娘共別宅手代中并其時働ひ出入之男女振迎可申ひ事
 - 一、別宅之手代妻共式日相働ひ儀正月五節句毎月朔日十五日可相働ひ尤用事在之ば可為無用事并別宅手代娘共他家江縁付ひ上本家江之勤に及不申ひ事
 - 一、隠居江別宅手代妻共式相働ひ儀年始に付正月八日其外五節句迄に可相働ひ唯今迄勤来ひ者共は五節句之外茂勝手次第に可致事
- 右之趣に相心得可申ひ以上

山中喜右衛門

宗利御印

正徳六年

申四月吉日

また「条々」二十一カ条は店向の規定であって、棚おろしの節には別宅手代、判形役がまかり出て勘定仕立をせよと定めている。見世用向役割を定め、また毎月相談日をきめて、おこたりにく、打寄り諸事相談せよと、合議制が早くより行われ、これを重視していたことがわかる。

諸御屋舗方すなわち蔵屋舗に対する勤方をきめ、利分に目をくれ、覚えなき方へ取引をしてはならぬとする。

また諸商売をすることを厳禁し、利分があってもしてはならぬとする。また判形は代判として用いたものを自分の判形として用いてはいけない。読書をすす

め、よろしき師あらば宅に呼寄、講談をさせて、手代にも聞かせるがよいとする。

宗利の長男は宗貞（幼名善次郎）であるが、次男は新六、また又四郎という養子もあった。この新六・又四郎についても、心をつけて規定し、本家より気をつけるようにとしている。

新六は妾腹であったが、善右衛門手代同様に勤めさせたものである。娘を他家にやる時は宗旨は先方のものに從わせている。

別宅手代と本家に相つとめている手代とが商売向のことで、密々に取組のはよくないことだとし、また鴻池新田は末代大切な場所であるから、のちのちに至るまで、つつがなく請負相続仕るようになりたい。新田開発には御公儀に差上げる地代金の外におびただし、金銀が入用になっている。手代に万端なれさせるために、大阪からつかわして、諸事見馴れさせ、万事覚えた場合、大阪本家のもとと交代させる。惣手代中宗旨はめいめいの親元の宗旨を願う場合は勝手次第である。親の宗旨を相続しないときには、鴻池家の宗旨になってもよろしい。殺生を楽むことはよくない、別宅手代中、鴻池家の用事をさしゆるし、自分の商売をするように申渡したときには、前々より申付けておいた通り、一札証文に印形をせよという。

この書附は猥りに他見無用である。

『 条々

- 一、棚おろしの節へ用事勤ひ別宅手代判形役罷出勤定仕立可被申ひ事
- 一、見世用向役割定書老通別紙に在之ひ書付之通念ヲ入相勤可被申ひ又四郎別宅手代中江当座借し仕ひ儀別紙に書付渡置ひ通に堅く可被相心得ひ事
- 一、毎月相談日ヲ相定無怠打寄諸事之相談可被致事
- 一、諸御屋舗方用向間違無之様に可被致ひ不依何事に一存に而片付不申支配之面々相談之上一致仕ひ上埒立可被申ひ時々用事相勤ひ別宅手代判形役内外之儀吟味相談被致廉未成儀無之様に常々相心得繁昌致ひ様に厚く了管之相加江無油断相勤可給ひ尤重き相談之儀ハ当時勤不申ひ別宅手代中江茂申届ケ何分宜敷様に頼入ひ事
- 一、代々出入仕来候御屋舗方之御用有来之通念ヲ入相勤可申ひ此後新規に御屋敷方江出入ヲ相求メ大行成る取組仕ひ儀可為無用ひ金銀詳々相捌ひにも及不申ひ利分ニ目ヲくれ無覚来方江取引一切被致間敷ひ紛失無之様に定ひ取引迄に被致かさ高に無之様に仕度ひ末々迄も其心持に而相勤可被申事
- 一、諸商売堅く被致間敷ひ時節より善右衛門始支配之面々存付之商売在之ひ共善右衛門身上之儀にひ得は利分在之儀にひ共堅く被致間敷ひ万一左様成儀被致ひ得而は世上思入茂不宣ひ間末々迄も可為

無用事

- 一、時々代判役之印形此方用事に用い^い得^ハ大切に被致用向之外猥^ニ自分之判形に用^イ被申間敷事
- 一、善右衛門始子孫之者共迄も読書見申宜敷師在之^い者宅江呼寄講談致させ手代中迄も聴聞致^い様に仕度事に存^い学問も余力の内心掛^ケ可有之^い事
- 一、善右衛門より母江孝行姉共又四郎新六江挨拶宜敷仕^い様に仕成し可被申^い事
- 一、又四郎新六儀無恙末々迄相続致^い様に仕度^い諸事本家より気を付け取続^い様に可被致^い尤兩人共不行跡に而難差免儀^いはば相談之上善右衛門方よりも施可被致^い此趣可被相心得^い事
- 一、新六儀妾腹に^い得共善右衛門兄弟無数^い故外江も不遺其儘差置申^い末々迄善右衛門手代同前に相心得見世之用事相勤させ商売之儀^い様に常々申^可可被申^い新六二十歳余りに成^いはば妻相極メ本家之近所に相応之家屋敷求め渡し其上婚礼相調可被申^い則元手銀は我等より相譲置帳面に在^い之^い末々迄新六儀一分之商売致^い事必無用に存^い後々迄本家江相続^い様に無遠慮各より可被申^い事
- 一、善右衛門子孫縁組之儀一門之内に血脉差合無之相応之縁在^い之^いはば一門の中より相極メ^い様に致度^い左^いえは重縁に相成り互に口不大形^い其時ニ此段可相考^い事
(ママ)
 并に娘其他家江縁付^いはば宗旨之儀何分弁之宗旨相願^い様に可被致^い勿論此方江呼迎^い嫁は此方之宗旨に致し兎角夫婦各別に宗旨相願^い儀堅く無用^い事
- 一、時々用事相勤^い別宅手代判形役は格式も違^い得者身持上げ被致事無用^いに残る手代中諸事用向相尋可被申^い勿論支配役之内不実之仕方於在^い之ハ無遠慮此方江可被申^い惣手代中末々又者世上迄も思入厚く成行^い様に可被相勤^い事
- 一、別宅手代と本家相勤^い手代申合せ商売向之事密々に取組^い儀堅く無用^いに^い尤別宅手代中金銀取替^い儀互に無用に仕銘々随分情出し渡世相続^い様に可被致^い勿論善悪之儀共無腹臆申請厚く一門同前に可被申^い事
- 一、諸方江之付届^ケ致し可然儀相互に存付^いはば相談之上善右衛門江申聞せ相勤可被申^い各より心付^ケ不申^い而は氣も付申間敷^い間其心得可在^い之^い見世台所世帯方費成事被申^い惣手代中身持上^ケ無之様に可被申渡^い我身をたかぶり悪口がましき事は見苦敷^い互に相嗜常々家之為に成^い事存出し無油断相勤可被申^い事
- 一、惣手代中此方より差図無之内無退屈諸事用向大切ニ可被相勤^い此方にも女在々不存申幾久申談^い様に被度^い事
(ママ)
- 一、從御公儀様請負^い河内国新田場所之儀は末代大切成ル場所に^い得ば後々に至迄無恙請負相続仕^い様に致度^い勿論御公儀様江差上候御地代金之外に新田開発に夥敷金銀入申^い右場所に而相斯^い手代万端事馴^い様に追々大坂より差遣し末々迄事闕不申^い様に相考可被申^い事
 但先役之者より後役之者江随分諸事見馴^い後役之者万事相寛^いはば先役之者は大坂江引本家之用向を新田兼^い而相勤^い様に仕段之其心得に而無油断手替り差遣し可申^い事
- 一、惣手代中宗旨之儀銘々親元宗旨願^い事は勝手次第に^い親之宗旨相続無^い之^いも不苦^いはば此方元宗旨に相成り可被申^い事
- 一、殺生ヲ楽^い儀堅く無用^いに^い事
- 一、別宅手代中此方用事差免じ自分之商売致^い様に申渡^い節前々より申付置^い通に一札証文に印形可

被致事

一、此書附猥他見無用にひ別宅手代中判形役連中披見被致万事可有思慮ひ事

附り自今以後善右衛門并各存付ひ而末々迄申伝江宜キ儀在之ひはば此紙面之奥江書加江可被申事

右之趣年々我等存念ヲ以書記置ひ未々迄も用イ可致申ひ何分家相絶之儀首尾能繁昌ひ様に朝暮無油断可被相心得ひ為其仍而如件

山中喜右衛門

宗利御印

正徳六年

申四月吉日

なお別に正徳六年に山中喜右衛門宗利は山中松之助にあてて、別個の規定をあたえている。

善右衛門正成（初代）の長子又市郎は、正成の兄、又右衛門家の養嗣子となったので、その家は二男の喜右衛門之宗が相続した。そしてこの又市郎（又右衛門）の子が松之助であった。この又右衛門家の存続とあり方については、鴻池本家においてはとくに慎重に考え、別格の申し渡しをなし、規範をたてたものらしい。

正徳六丙申年

先祖家範并家務

山中喜右衛門
御判

山中松之助殿宛

（表 紙）

貴殿成人後々迄勤方之義拙者存念之通左ニ書記申ひ此外万端被致思慮ひ而何分家督無恙相統ひ処に可被成ひ貴殿為心得之如斯認置ひ事

一、御先祖様方の御忌日不怠廻向可被致ひ

明叟久図居士
心月妙安大姉
図鑿体意居士
泉巖意清信女

右之御忌日ハ毎年当ル月日ニ出家衆呼齊可被相勤ひ勿論御年忌ニハ法事相勤一門中齊ニ呼可被申ひ事

直叟又貞居士
梅林貞春信女
円叟久貞居士
鳳室春竜大姉

右之御忌日ニハ毎月出家衆呼ひ而齊相勤可被申ひ事

附り貴殿嫡子ヘ家督讓渡シ被申嫡子之代ニ成ひ時者又貞居士貞春信女此兩所之常齊ハ相止毎年当ル月まで齊被相勤ひ様ニ可被申道順末々ニ至ひ共祖父様祖母様まで之常齊本家ニ而毎月相勤ひ様ニ可被申遣ひ

(ママ)
太室秋繩
智性童女

右兩所之年忌も無失念様ニ可被致ひ外ニ而吊申方も無之ひ間念頃ニ年忌可被相吊ひ右之通不怠相勤可被申ひ勿論元祖之御年忌寺ニ而法事有之節ハ參詣被致其外親類中法事有之節も無懈怠參可被申事

一、一門中ヘ之禮儀闕被申間敷ひ幾久むつましく致しひ義御先祖方ヘ孝行ニは間此段失念無之屋うに可被致ひ事

一、久貞居士ハ貴殿被讓請ひ家督首尾能相統被致目出度嫡子ヘ讓渡シ可被申ひ随分貴殿身持相多シなミ諸事我儘成儀不被致手代共より申聞セひ事重り用可被申ひ貴殿家督ナから嫡子江讓渡シひまでハ大切ニ預りひものと相心得万端相嗜可被申ひ万々一貴殿不行跡ニ而家相統之儀無覚束有之ひ時ハ血脈彦人之貴殿ナから家の為悪敷ひ而者御先祖ヘ之不孝ニ成行ひニ付貴殿義ハ追込一門中手代共と相談之うヘ何レなりとも相統人改可申ひ貴殿家之儀ハ別而出家之事ニは故相統人不行跡之時者多トヘ血脈之嫡子多リとも追込ひ而相統人見立讓りひ様ニと貴殿祖父又貞居士親父久貞居士常々被申置ひ我等儀久貞居士死去以後貴殿後見致シ呉ひ様ニと一門衆御頼在之ひ我等方も常々勤来ひ用事多ひニ付後見之義断申入ひ得共達而御頼故一門衆と一札証文とりかハし致後見ひ貴殿身持宜幾久敷家相統いたしひ得者御先祖方并に我等おいて不大大悦申事ニは間万端心付我儘成身持被致間敷ひ事

一、貴殿成人之以後妻相求子共大勢有之ひ時家督仕わけ讓り被申ひ節何分本家隨成様ニ被致勿論大切之茶湯道具諸色本家相統人に相讓り可被申ひ次男よりハ本家之格式より各別輕ク被致讓り可被申ひ菟角(トカク)本家之儀ハ無恙在之やうに御思慮ひ事專要ニ存ひ尤娘達ハ茂相応之こしらヘ被致縁ニ付可被申ひ

一、年来仕来りひ金銀利廻シ之外貴殿成人之うヘ不限何事に存寄出来ひ而取組被申ひハ新九郎善右衛門初手代とも相談之上相極可被申ひ尤何程徳用在之義ニは共大行成義ハ無用ニ存ひ儘成義相談之上

相究可被申^レ徳用 = 目ヲかけ^レ得^レハ必損失在之者 = ^レハ間何分大行成取組事無用 = 存^レ事

附^リ御屋敷方町方取引間違無之様 = 手代とも毎度可被申^レ付^レハ尤貴殿 = も諸事之帳面度々相改惣而取引之わけ其外家内之義度々吟味相談被致^シ少茂常々油断被致^シましく^レハ貴殿何角心かけ被申^レ得^レハおのつから下々まで精出^シ勤申事 = ^レハ此段厚ク相心得可被申事

一、諸商内事必無用 = 可被致^シハ貴殿家之事 = ^レハ得^レハ左様之義有之^レハ者世上之存入も悪敷第一商内と申事利徳又ハ損失之わけ難極^リ物に^レハ間莞角儘成義を承合利廻^シ之作廻^マてに可被致^シハ貴殿商内之事被致^シ得^レ者家来之者共迄その心を請自分商内なと仕彼是家之名を出^シ申義出来^レ事不遠^レハ条必ず必ず商内事ハ無用 = 可被致事

一、貴殿成人之上万々内証 = 而他より借金銀なと被致^シハ儀堅ク無用 = ^レハ左様之義在之^レハ而ハ御先祖方へ之不孝類中途之外聞旁無面目事 = ^レハ間堅ク可被致無用に^レ事

一、貴殿成人之上妻相求被申^レ者随分中よく可被致^シハ尤お政儀ハ老人之兄弟 = ^レハ得^レハ別而むつましく可被致^シハ新九郎善右衛門儀万端申談互に無隔心之様 = 可被致事

一、貴殿子孫縁組之義一門中に血脉指合無之相応之縁在之^レハ、一門之内より相極可被申候^レハ得^レハ重縁 = 相成互 = 弥重 = ^レハ其時々其段相考可被申^レ事

并娘他家へ縁 = 付^レハ、宗旨之義者聲之宗旨相願^レ様 = 可被致^シハ勿論此方へ呼^レハ嫁ハ此方之宗旨相願何分夫婦各別 = 宗旨願^レ義者堅ク無用 = ^レハ

一、手代中実臈 = 相勤^レ者ともへ貴殿方より心ヲ付^レハ褒美相送り末々妻も持セ相続渡仕^レ様に御申付可在^レハ尤手代中貴殿方より指図無之内ハ無退屈用向大切 = 相勤^レ様 = 御申渡^シ可有^レハ貴殿 = も弥疎念 = 不被存幾久申談候様 = 可被致事

一、手代中へ神文致させ置^レハ此神文之通手代共方へ写取^レハ而毎度被見堅ク相守^レハ様 = 可被申^レ付^レ事

一、毎年正月十四日棚お路し勘定帳面仕立可被申^レハ忠兵衛庄左衛門立会算用可被致^シハ尤右兩人之外時々元^ノ支配之手代立合を可被申^レ事

一、毎年正月三ヶ日之内勝手次第手代中と盃可被致^シハ嘉例之節も正月二月までに被致一門中并 = 手代出入之者共まで呼可被申^レハ其外臨時之祝儀事ハそのときそのとき相談次第可被致^シハ

附^リ家内諸事之義手代とも致談合何事 = 而も一存 = 而相極不申軽キ事 = ^レハ共何茂相談之上極^ノ可被申^レハ

一、貴殿成人之上遊興所へ参^レハ者当座之慰 = 被致或ハ遊女野郎杯 = 過分之金銀を費^シハ事堅被致間敷^レハ左様之儀 = 金銀之捨^レハ而ハ天命 = 而冥加 = 尽申^レ事然者自然と家相統之差支 = 相成^レハ間此等之儀随分随分相嗜可被申^レ事

一、此書付猥 = 他見無用 = ^レハ貴殿并別宅手代支配之手代までにハ披見致させ可被申^レ付^レ事

右之通 = 常々被相心得何分首尾能家督相統繁昌被致^シハ様 = 朝暮油断在之間敷^レハ為^レ其拙者存寄書付進申^レハ如件

正徳六^丙年

山中喜右衛門

六月吉日

判

山中松之助殿

右之趣喜右衛門様より松之助様へ後之ために大切 = 思召御書付被遊被下^レハ写^シ

上述の正徳六年四月の「先祖之規範并家務」は「定」五カ条と八カ条の「定」と二十一カ条の「条々」とからなっていたが、これはのち享保元年九月になって「追書」がつけられ、補足的条項が加わったのである。

「追書」は七カ条であって、第一には鴻池松之助は又右衛門の死去後、後家から後見をたのまれたのだとし、筋目のことにてやったわけであるとし、第二では又四郎について定めている。この人物は堺の町人日野屋七左衛門の五子で、宗利の養子となり、津世を室とし一家をたて、のち又左衛門と改め、宗古と称した。宗古は資性温厚にして篤実、学を好み、享保四年二十八才にして大阪在住の鴻儒三宅石庵の門に入った。のち妙知焼でやけた懐徳堂を復興するために三屋屋武右衛門、道明寺屋吉左衛門、舟橋屋四郎右衛門、備前屋吉兵衛と相はかって、資金を出した日野屋又四郎である。これを世に懐徳堂の五同志といった。

第三は別宅について定め、手代が自分之商内をなし、銘々が御屋舗方に出入をもとめ、大なる取組をなし、大なる取組をしても、金銀取替の儀は、たとえたしかなることであっても、一切取替しないとしている。第四条では別宅手代又は銘々勝手に付本家につとめるようにせよとし、第五条ではその時は惣体の奉公人格に心得えよとする。第六条では別宅手代が鴻池家の用事を相勤める内は遠方に住居しては不勝手につき、本家近所の屋敷に差置くであろう。本家の用事をつとめなくなったときにはそれぞれ勝手に何方へ行って住んでもよいとしている。第七条では江戸蔵田七郎右衛門方と年中金銀差引のことをやって来ているが、度々目録をみとめて差下し、差引算用間違いのないようにすべきであるとしている。

追 書

- 一、鴻池松之助方之儀親又右衛門死去已後家等致後見呉ひ様にと一門衆頼被申ひ得共此方諸事用多ひに付申申ひ然共筋目之事にひ条是非後見致ひ様にと違而被頼ひに付無縁存則一札証文取かわし松之助方後見仕ル事にひ尤御先祖より筋目之事にひ得ば松之助方首尾能相続仕ひ様にとの念願に候然上者松之助成人之上とても善右衛門儀者不及申手代中迄も有之趣に相心得何分にも松之助方家為相続之宜儀者無済心幾度も申談ひ様に末々迄可被相心得ひ事
- 一、又四郎身跡勘定之儀我等存命の内は承届ひ条末々迄も善右衛門方江承届ケひ而免角無済心可被申談ひ勿論前書に記ひ通本家より万端気を付首尾能相続仕ひ様に可被申談し事

- 一、別宅申付置ひ手代此方用事相働ひ茂差免し自分之商売仕致渡世ひ様に申付ひ已後金銀当座借其外此方より心付ひ而渡世のために成ひ事ハ随分可申付ひ銘々方に而或者御屋舗方江出入を相求メ大行成義取組ひ時金銀を取替ひ儀者鍛造成事にひ共一切取替被申間敷勿論銘々立身之上身分相応之俳廻罷成ひ儀を企ひ事は勝手次第に可被致ひ本家を銀元として自分之義取組被申ひ時は一凶不取致ひ間兼々其旨可被相心得ひ尤不依何事に如何程成筋に而相企ひ者一存に而取組不被申各相談之上相極ひ様に可被致ひ事別宅手代之子者銘々勝手に付本家江相働ひ様に可被致ひ事
- 一、別宅手代之子者銘々勝手に付本家に相働ひ様に仕ひはば惣体の奉公人格ニ相心得諸事相勤めさせ可被申ひ尤請人等念を入相立請状取置可被申ひ事
- 一、別宅手代此方用事相働ひ内は遠方に住居ひ而者不勝手に付本家近所之屋敷に差置申ひ此方用事勤不被申ひ節者各相談之上何方江成共勝手能所江宅替致させ兎角本家用事相働ひ面々近所之屋敷に差置可申ひ間兼々其儀可被相心得ひ事
- 一、江戸蔵田七郎右衛門方と年中金銀差引之儀是迄仕来りひ通度々目録相認差下し差引算用間違無之様に可被致ひ尤毎暮之日録に者金銀之売買等紛敷事無之様に仕金銀者差引相済ひ様に兼而より相心得目録相認可被申ひ蔵田方と年末取引之儀にひ得共互に皆添手形無之ひ得ば毎暮之日録に者不残差引相済ひ様に可被致ひ事

右之通又々存出ひ故書記申ひ兼々其旨相心得用イ可被申ひ為其依如件

山中喜右衛門

宗利御印

享保元申年九月吉日

三 享保八年の「家定記録覚」

鴻池家の事業は大体において三代宗利の代にてととのい、基礎がかたまつたらしく、諸事整頓するに至つたので、一説には享保元年四月から家訓の制定に着手し、享保十七年に至つてその体系化をなしとげたという。上記の如く享保元年九月に宗利は松之助に対する定書をふくむ、七カ条の追書を定めているが、それとは別にこの家訓の体系化をはかったわけで、貝原益軒に依頼して作成してもらつたともいうが、その真偽の程はわからず、そのようなことはなかつたと推定した方がよい。

この家訓が出来た時は形式上宗利は隠居しているが、それは慣習上のことであつて、宗利は五十七才で、活躍していたから、やはりこの家訓は宗利の意志によって制定したと考えられる。時に宗貞は二十六才、宗益は七才であつた。なお別に和泉町鴻池家蔵の「酒醞記」なるものがあり、これには「元禄巳卯上

元日（正月十五日）筑前後学損軒貝原篤信書」となっているから、これをとりちがえ、混同したものであろう。

宗利は英邁、豪胆で、初代正成、二代之宗（喜右衛門）の活動的な経営を更に上廻って両替商により、大いに発展し、また別に鴻池新田を拓き、一つの段階にのぼりつめていたと思われる。そこでこのような家定を作って、守成に転じようとしたらしい。「家定記録覚」の初の部分は二十七枚であって、次のようになっていた。

家定記録覚（享保八年）

一、今度善右衛門宗貞ハ嫡子善次郎宗益江仕嘉例家督譲リ申＝付棚お路し帳面之通銀子不残河州新田場所御水帳之表町歩不残大坂所々掛屋敷不残書院道具帳面之通不残譲渡シ申所実正＝候居宅屋敷ハ表向相働候時節譲リ渡可申候從御先祖譲リ請候銀子仕合能通分＝相成此度譲リ渡候儀畢竟御先祖神仏之御影難有奉存罷在候右銀高又々過分＝仕宗益江嫡子譲渡シ可罷申候兎角本家手厚ク無之候ハ而ハ不成儀末々迄本家を丈夫＝相続在之候様＝可被申付候固□次男以下之男子娘共出生以後名付銀之証書其外重キケ条之品々左＝書記置候後々迄此趣堅ク相守可被申候此外嫡子出生以後吉事、次男以下娘共縁付万事之儀格式別帳＝相認置候諸事末々迄無違変可被申候事

一、掛屋敷不残譲渡候事

但譲リ之節町々へ証文出候扣并祝儀等差出候扣別帳＝委細在之候

一、河州鴻池新田同中新田前嶋御水帳二冊

但新田式ケ所町歩不残譲渡申＝付於京都御代官玉虫左兵衛様へ御断申上候并新田相働候手下々引越百姓出入之者へ祝儀等遣シ候事

一、本家付之書院道具諸品一蔵＝入親宗貞時々支配人と相封仕置可申候右之道具茶湯杯仕候敷其外用之儀仕廻次第早速念ヲ入蔵江入可申候一種＝而も我儘＝出シ被申間敷候宗貞他宗之節出シ候ハ、支配人兩人宛立合相封可仕候宗貞婦リ次第其暇申届ケ封印改可被申候尤毎年土用干念ヲ入仕帳面＝引合を改入置可申候右道具之儀ハ御先祖ハ所持之品々＝家々求置候道具不残譲渡候へハ向後一種＝而茂濃＝外へ遣シ不被申後々迄本家＝所持可被致候然ル上ハ金銀同前＝右品々之道具帳面＝引合をいつ迄も支配人立合吟味仕候様＝可被致候事

一、本家付道具之外＝品々買置之道具在之候是以一種＝而も濃＝仕間敷候入用之節出シ入仕候ハ、前書之通支配人相封可仕候末々＝至次男以下家督譲リ渡候節書院廻リ諸道具入用之物此間ハ相応＝見分ケ遣シ不足之分ハ其時々求メ遣シ不自由＝無之様致可遣候右前書之本家付書院道具ハ代々嫡子江譲渡シ次男ハ以下ハ新＝求メ可遣候尤本家付之道具委細帳面調査候毎年土用干致大切＝元帳＝引合念ヲ入仕廻可被申候道具見覚之為＝候間右之節ハ支配人之内罷出可致手伝候尤外ハ右土用干之節致見物度と申参とも他人江ハ断リ申入見世被申間敷候宗益方＝嫡子出生之己後も右之品々可被申候候事

- 一、兼々自分存知寄在之其趣何茂へ申談候上納戸之藏穴藏＝入置候銀子之儀ハ畢竟御武家之軍用銀同前＝候間常々如何程無抛入用之儀候共出シ被申間敷候諸方江備え付利廻シ仕候銀子ハ万一変事在之節如何様＝成行可申哉難斗候間此方家督相統末代迄右之銀子本家＝所持仕候様＝可被致候然ル上ハ商売方之儀ハ不申及御屋敷方ハ儘成筋之被仰立無余儀御願之事候而銀子御用立を申候共右穴藏之銀子ハ堅ク取出シ被申間敷候諸方御用向相動候分ハ見世請込ミ銀子を以て廻仕右之銀子ハ一切心当＝被致間敷候併万々一急用無抛儀在之相統之構＝も可成程之儀在之候ハ、其時各相談之上取出シ急用ヲ弁シ早速其代リ銀入戻し何分＝も銀高不足無之様＝後々迄除ケ置可被申候事
- 一、此已段々繁昌致之ハ弥銀重上リ申候銀子作廻次第時々之支配人ト相統致余慶銀ハ除ケ置申候年々利倍入込候へハ銀高＝成悉ク走り方＝入候へハ其内＝ハ手もつれ在之物＝候人々欲＝限りハ無之儀＝候へ共十分＝致候へ而ハ心こほれ候より外無之候随分儘成利廻致新規之支＝取掛リ不申様＝可被致候此段先連而書付ヲ以申渡候へ共猶又申談候事
- 一、宗益江家督譲リ渡候共若年之支＝候間宗益三十五六歳＝も成候迄ハ宗貞万支之儀毎日本家江被参用談聞届ケ諸事差図被致諸屋敷江茂相動致世話可被申候宗利ハ宗貞江如嘉例家督譲リ渡候以後同町＝罷在歩行叶候内ハ用談聞届ケ諸用相動来候宗利父了信居士ハ五十四歳＝而御病死被成候前年迄上町ハ月之内廿五日ハ御越諸用御聞届ケ被成候左様無之候ハ而ハ大家之儀要用弁シ不申候間宗貞始末々迄も此後右之格式無相違可被相動候富貴＝長シ油断被致候而ハ自然と事もつれ繁昌之妨＝罷成候条能々思慮被致油断無之様可相心掛事
- 一、又四郎新六儀本家ハ家督仕分ケ遣候儀＝在之候間随分本家之儀大切＝存込宗益三十五六歳＝罷成候迄日々相詰諸用聞届ケ相統可被致候各とも無遠慮可被申談候万一本家へ対シ不届之儀在之候ハ、バ其段其者へ申聞セ急度異見之加へ得心致候様＝可被申候事
- 一、鴻池太右衛門実子他人儀宗貞方江養子＝致善八と名ヲ改嫡女伊代ト末々妻合申了簡＝在之候尤此儀ハ格別之存入在之呼取養育致候夫故常躰之養子トハ違意味多キ儀＝在之候右之格ハ末々至次男分之者致養子候トハ違候然共善八ハ次男＝相立申候条宗益ヲ兄ト敬席も次＝居可申候末々成人之上又四郎新六同前＝本家江相詰世話可被致事
- 一、本家相統之儀ハ重畳大切成事候然ル上者本家＝男子数在之様＝と願申事＝候万々一本家＝嫡子迄＝而次男之儀も可在之候左候へハ大切之家柄手薄ク被存候間其時節ハ本家正統之血脉筋之者ヲ養子＝呼取次男三男仕分ケ候内之格式ヲ以て末々取立申様之了簡可在之儀＝候此段ハ其時節之模様相考手丈夫＝相成候様＝可被致思慮候事
- 一、善次郎宗益十四歳＝成家督譲渡候以後印判之儀若年之中ハ宗貞所持可致候宗益成年前論之心底アリ候而不行跡之筋無之趣疾々見届ケ申上＝而印判相渡シ可申候此儀茂末々迄家々格式＝仕候様＝代々可被申伝候事
- 一、金銀ノ出入勘定扣本帳へ付出シ候儀いつ迄茂相統人自身＝無油断度々帳扣仕証文等改入金諸方御厄介銀元利之算用念ヲ入吟味仕惣而差引細＝見届ケ帳面丁寧＝認置可被申候諸事自身＝承届候得ハ手代中＝も自然と万事＝念ヲ入油断無之様＝成行候間自身＝急度相動可被申候尤右之趣をも代々堅相動候様＝可被申伝候事
- 一、本家相統人ハ家督譲リ請又嫡子ハ譲渡候迄輪番之心持＝而諸事家法大切＝相守リ候儀肝要＝候宗

利儀首尾能相勳宗貞へ諸□不残譲渡シ致隠居候之宗利隠居所世妹附入用銀者ヶ年ニ三拾貫目宛本家
 毎五年節季ニ割合を相渡シ可被申候并内久宝寺町隠居屋敷世妹入用銀毎年勘定之辻本家より可相
 渡候尤宗貞致隠居候節右之通附銀毎年三拾貫宛可被相渡候右之外輪時ニ無抛入用之儀候ハ、其節相
 談の上可被相渡候然ル上ハ右之趣代々ノ格式ニ可仕候事

一、本家之隠居致死去候節諸方へ建物之銀子道具共存念書之通本家へ調相送り可申候此儀ハ代々格式
 ニ可仕候勿論遺物之輕重ハ先々格式ヲ以了簡仕父母之遺物本家へ仕出相送り可申候事

附リ祠堂銀経料在之納候儀左ニ記ス

一 銀子貳拾枚 但祠堂銀同料牌

一 銀子七拾目 但燈明料

右ハ父方之内如此顯孝庵へ納可申候

一 銀子拾枚 但祠堂銀同牌料

一 銀子七拾目 但燈明料

右ハ母方之分如斯顯孝庵へ納可申候

一 銀子百貳拾目 但同牌料位牌相添

右ハ父母共如此高野山上池院へ納可申候

一 銀子壹貫目 但死去以後忌中ハ一周忌迄法花経
 千部御読誦候様ニ相頼候経料

右ハ父母共如此顯孝庵へ相頼則銀子可相渡候事

右之通定置候間本家之隠居代々如此ニ可仕候尤死後五十日之内年忌毎々法事其時々相談之上相勳可
 被申候高野山へ宗利御兩親迄ハ石塔建置候へ共彼地へハ度々參詣も無之誠ニ深山雪霜ニ埋達結句後
 々迄^(ママ)末ニも成行如何ニ候間向後ハ高野山江之石塔相止メ可被申候年忌毎ニ使承合候て金子百疋差
 遣シ於牌前ニ御廻向被成候被下様ニ書状ニ而無失念可御頼遣候事

一、宗貞儀末年若ニ在之候へハ後妻求候儀も可在之候後妻求メ男子致出生候ハ、左ニ在之通之次男三
 男以下出生之祝儀銀名付置本家ニ而致利廻シ次男以下時節来リ家督申付候迄年々元利元ニ預リ置
 其銀子之内ニ而相応之家敷求メ普請入用書院道具其外世帯方道具諸入用引残候高元手銀ニ致シ相続
 仕候様ニ可仕候娘共出生致候ハ、是又左ニ名付銀在之候左之格式ヲ見合諸事書付之通ニ仕婚礼以後
 自分小遣銀ニ相渡殘銀在之候ハ、元銀へ相加へ年々預リ遣シ末々至其始之心次第ニ元銀相渡可申候
 三男以下之男子致出生候ハ、槌成方在方候ハ、相応ニ仕拵養子ニ遣候様ニも可仕候事

但後妻求メ不申妾召置妾腹ニ男子致出生候ハ、是又前出之ケ条見合万一本家嫡子迄ニ而次男無之
 節本家へ呼入養育致候共格別ニ手輕ク仕出し可申候尤家ニ男子丈夫ニ在之候節妾腹ニ子供出生
 仕候ハ、いつ方へ成とも吟味仕少々之銀子差添養子ニ遣可申候又々妾懷懐仕候ハ、其時致方も
 可在之候思慮之上何分手輕ク埒候候様ニ可仕候併妾腹之子末家之間江差遣候儀者可為無用事

右之品々ハ本家相続人兼々守ニ可被心掛事

一、次男以下男子嫡女次女末々男女仕分ケ之儀左ニ次々書記候事

一、銀百貫目

右次男出生之為祝儀右銀高名付金本家ニ而月卷歩之利足相加へ元利元ニ預リ貳拾一年利廻シ致候へハ
 凡千百五拾貫目程ニ成其内ハ居屋敷求メ書院道具諸道具求メ遣候残り元手銀ニ成ル其者出生以後十

歳斗も相成候ハ、本家之見世ニ差置毛綿着物ニ而廿一二歳迄も見世之用向見習セ修行為致其間ニ相応之縁組仕結入之祝儀ハ本家銀子之内ハ仕出シ廿二三歳之時婚礼仕家督譲渡可申事

但本家家督内証譲仕候己後次男出仕候ハ、嫡子家督之内ハ名付可申候三男以下嫡女己下共同前之事

一、次男ハ以下之仕分ケ致家督申渡候者其人一代ハ無商売ニ而本家之用向致相談万支時々支配人と申合本家之為ニ成候様ニ可被致候其者一代之内ニ家業致候ハ本家ハ差図不致候ハ而ハ不相成候左候ヘハ本家用繁中ニ又々次男之家業迄差図致候ヘ而ハをのつから本家用之差支ニも相成申候其者二代目ハ相応之家業見立可遣事

一、次男以下仕分ケ之分無別条家督相続致候様世話致可遣候万一相続人之内本家ヘ対シ不届不行跡之儀在之候ハ、何茂打寄致相談不行跡ニ極候ハ、早速其者追込代リ之相続人相立可申候又四郎新六善八ニ而も右同前之支ニ候次男家之分ハ如何様共本家之差図次第ニ而候条不埒之儀在之候ハ、少ニても了簡被致間敷事

一、銀千枚 但丁銀四拾三貫目

右三男以下出生之為祝儀右銀高名付置本家ニ而月老歩之利足相加ヘ元利元ニ而廿一年致利廻候ヘハ凡四百九拾四貫目余ニ成其者出生以後十歳斗も相成候ハ、本家之見世ニ差置毛綿着物ニ而廿一二迄見世之用向見習セ修行為致右四百九拾四貫目余之銀子相加ヘ都合五百貫目元手銀ニ相渡シ其節相応之居屋敷求メ致普請書院道具世帯道具調相応之縁組相極結入祝儀婚礼入用諸事右元手銀五百貫之外ニ本家ハ仕出シ家督可申付事

但髓成方有之養子ニ差遣候ハ、十五年目ニ凡式百四拾六貫目程ニ成其内ハ拵相調残候銀子之内ハ持參銀其節入用相払残候銀子本家ニ預リ置右定之歩合相添元利之内ハ小遣銀相渡シ残リ銀利廻シ預リ置可申事

一、銀五百枚 嫡女出生之時

銀三百枚 次女以下出生之時

右嫡女ハ次女己下之娘出生之為祝儀名付置本家ニ而婚礼之時迄年五朱之利分相加ヘ元利盛上ケ十四年目ニ五百枚之方四拾貳貫目余ニ成其銀婚礼己後月老歩之利足ニ仕替其利分之内其主小私入用相渡シ相残ル利銀元々加ヘ本家ニ而年々利廻致遣可申候縁組極候迄仕入衣類夜具手道具持參銀万支入用之分本家ハ銀子差出シ可申候

一、銀子千枚 嫡女持參銀

一、銀三拾貫目ツ、 次女以下持參銀

右之通相添可遣事

一、銀六百貫目 本腹ノ嫡子迄ニ而次男無之妾服ニ次男出生仕本家ヘ呼入候時

右本腹ニ嫡子迄ニ而次男無之妾服ニ次男出生仕本家ヘ呼入候時ハ毛綿着物ニ而見世之用向見習セ修行為致廿一二歳ニ罷成候節相応之家屋敷求メ致普請書院道具其外諸道具調結入之祝儀婚礼入用之分本家之銀子相払元手銀ハ右書付之六百貫目相渡シ家督相続可為致候妾腹ニ三男ハ娘致出生候ハ、髓成方江手輕ク仕養子ニ差遣候やうニ時々了簡可被致事

右者代々本家致相統候者勅方并次男三男以下娘共仕分ケ其外大切成儀共致ケ条ニ書記置候然ル上ハ
 右之通無違変可被申渡候善右衛門宗貞儀ハ不及申又四郎宗房新六宗直善八宗純右支配人中本家江相
 詰メ嫡子善次郎宗益三拾五六歳ニ罷成候迄内外諸事談合廉末之儀無之様ニ相統可被致候宗益ノ嫡子
 ハ家督讓渡候節又々此趣ヲ宗益初兄弟共其時々之支配人一々相考末々迄も我々趣意之通相違不致先
 操ニ本家へ相詰メ末々迄も格合違不申様ニ諸用談合勤可申候時々主人万一行跡之儀在之候ハ、兄
 弟中始支配之手代共申合急度異見之相加^(ママ)へ幾度も随分申聞^(ママ)せ得心致心底改メ候様ニ可申談候万々
 其上ニも聞入無之不行跡之儀相止メ不申候ハ、無是非儀ニ候得共本家相統ニハ難替候間其主追込血
 脈之者相立本家相統致候様ニ仕兎角本家手厚ク無之様ニ候ハ而ハ不成儀ニ候間末々迄も其段急度申
 伝本家相統人無患相守候様ニ可申聞候何分本家繁昌願申^(ママ)ハ無之候夫故喜右衛門宗利善右衛門宗貞
 相談之上ケ条書ヲ以申渡所仍如件

喜右衛門宗利 花押

享保八癸卯年正月吉日

善右衛門宗貞 花押

山中善次殿

子々孫々

右御ケ条之趣一々承知仕違変無之候善次郎宗益三十五六歳ニ茂相成被申候まで毎月本家江相詰メ善
 右衛門宗貞様初支配人中申合諸用相談仕内外差支無之様ニ示談可仕候然ル上ハ此後我々同前之格式
 ニ家督仕分ケ被仰付候者江右御趣意之通申伝我々相勤候格合申違追々可為致加判候為其判形仍而如
 件

享保八癸卯年正月吉日

鴻池屋又四郎(宗房印 花押)

同 新 六(宗直印 花押)

同 善 八(宗寛印 花押)

山中喜右衛門様

同 助 三 郎(宗芳印 花押)

山中善右衛門様

同 又 四 郎(直貞印 花押)

右前書御ケ候之通一々奉承知候然ル上者亦以互無服臈申合御家之御為宜様ニ内外之義手厚相勤可申
 候時之御主人御了簡達御座候者憚ヲ不願善惡無隔心可申上候此後同役ニ被仰付候者共江猶又御趣意
 之趣申聞セ我々同前に追々加判為致可申候為其判形仍如件

享保八癸卯年正月吉日

御内理兵衛(印 花押)

同 九 兵 衛(〆 〆)

山中喜右衛門様

同 源 兵 衛(〆 〆)

山中善右衛門様

同 三 郎 兵 衛(〆 〆)

同 清 兵 衛(〆 〆)

同 七 郎 兵 衛(〆 〆)

同 四 郎 兵 衛(〆 〆)

同 □ □ 兵 衛(〆 〆)

同 八 兵 衛(〆 〆)

同 武 助(〆 〆)

	同	忠		助	(ク)	ク)
善八様御内		武		助	(ク)	ク)
	同	重		助	(ク)	ク)
	同	惣	兵	衛	(ク)	ク)
御本家御内		治	郎 兵	衛	(ク)	ク)
	同	徳	兵	衛	(ク)	ク)
	同	彦		六	(ク)	ク)
	同	勘	四	郎	(ク)	ク)
	同	太	兵	衛	(ク)	ク)
	同	伊		助	(ク)	ク)
	同	彦		助	(ク)	ク)
	同	清	兵	衛	(ク)	ク)

あたかも宗貞はその嫡子善次郎宗益に家督をゆずろうとしていた。

宗貞は元禄十一年九月八日に生れ、延享二年十月二十三日に歿した。(年四十八才)宗利の長男で、初名を善次郎、のち相続して善左衛門といい、ついで喜右衛門となり、剃髪して宗羽となる。母は京都三井三郎左衛門俊近の女千代子であった。

五代の宗益は享保二年に生れ、幼名喜三郎、善次郎、のち相続して善右衛門、剃髪して宗和と号す。宝暦十四年三月二十六日、四十八才にて歿した。初め利水と称し、のち宗益と改めた。「鴻池年表」によると、宗益が家業をゆずられたのは享保十五年とあるが、家督の方はこの享保十八年にゆずったようである。

この「定書」には新田、大阪の掛屋敷、書院道具をのこらず譲渡したとしている。本家を手厚くし、本家を丈夫に相続せねばならぬとしているところは、当時の商家のあり方を明示しているであろう。

また納戸の蔵穴蔵に入れてある銀子のことを示し、これは武家の軍用銀同前のものとしている。穴蔵の銀子は出してはいけないと厳命している。そして今後も繁昌したならば、余慶銀を除けおくことと命じ、欲に限りはないけれども慥かな利廻りを考えて、「新規の事に取り掛り申さざること」と定めている。

宗益はまだ若年故、その三十五六才になるまでは、宗貞が万事、毎日本家に出て差図するようにと定めている。又四郎、新六は分家のことであるから、宗益が三十五、六才になるまで、日々本家に相詰めるようにと定めている。又四郎

は堺日野屋七左衛門の五男で、三代宗利の養子として入り、のちに分家したものである、(宝暦四年二月六日歿)、また新六は、宗直で分家山中五郎兵衛、之安の跡を相続した人物である。三代家利の次子で、宗貞の弟である。

鴻池善八も常躰の養子とはちがうたら、宗益を兄と敬うべし、又四郎、新六と同様に本家に相つとめよという。善八は山中太郎右衛門春順の男で、四代宗貞の養子となり、のち善左衛門と名乗り、剃髪して常誠となった。宗貞の女伊予子に配され、のち分家した。天明四年正月二十九日歿。

宗益の印判は宗益が所持し、成年に達したとき、不行跡の筋がないならば、これを譲ることと定めている。この様式は末々まで踏襲されたのである。

金銀の出入勘定は、算用に念を入れねばならぬ。本家の相続人は家督をゆずりうけて、次の嫡子に譲渡するまで、輪番のような心持でいる。諸事家法を大切に守らねばならぬとしている。宗利の隠居所の世帯に渡すべき金額をも定めている。一カ年に三拾貫目宛を本家より毎年五節季に割合をきめて相渡すべしとしている。内久宝寺町隠居屋敷の世帯入用銀についても定めている。

本家隠居の死去に際しての遺物について規定し、祠堂銀経料についても定めている。これはなお代々このようにせよと命じている。宗貞はまだ若いから後妻をもらう場合もあるであろう。その場合の男子出生の時の祝儀銀はこのようにせよと規定している。

また次男以下男子嫡女次女末々男女の仕分けについても書きしるしているのである。その場合には本家にて、銀百貫目の祝儀銀を利廻しにして、二十一年にて千百五拾五貫目位になるようにして、居屋敷を求め、書院諸道具を求めるといふ。また三男以下の出生の時のことも詳しく定めているのである。

相続、財産分けについて紛議のおこらぬよう、極めて詳細に規定しているわけである。

この当時鴻池の一統は相当なものになり、又四郎、(宗房) 新六(宗直) 善八(宗寛) 助三郎(宗芳) 又四郎(直真) の分家があり、また別家としては、御内(みうち) と称して理兵衛、九兵衛、源兵衛、三郎兵衛、清兵衛、七郎兵衛、

四郎兵衛、^(不明)□□兵衛、八兵衛、武助、忠助の十一家があり、善八様御内として武助、重助、惣兵衛の三家があり、別に御本家御内として治郎兵衛、徳兵衛、彦六、助四郎、太兵衛、伊助、彦助、清兵衛の八家があった。御内はすなわちノレンウチに属する別家衆である。

大体においてこの部分は相続の方針を指示しており、業務そのものに関することは案外に少なく、多くは家の運営、とくに相続に関する定めである。本家を中心にして一族が結集し、本家の繁栄をたすけ、当主は勝手な振舞をしないで、家産を維持せよといっている。又四郎、新六、善八の分家には本家づとめを命じているが、これは教育、躾のためもあったろうが、つまり本家を中心とする結集を念願としたものである。正徳六年の「先祖之規範并家務」ではまた分家、別家が自分の商内をなすのを原則としていたようだ。つまり本家が一定の家督を分与して、自立の基礎を与え、その上で若干の面倒をみていたらしいが、この家訓においては、一定の財産の分与もあり、次男はやや優遇されてはいるが「次男より以下之仕分け致家督申渡ひ者其人一代は無商売に而本家之用向致相談万事時々支配人と申合本家之為に成ひ様に可被致ひ其者一代之内に家業致ひへば本家より差図不致ひはでは不相成ひ」、だから本家の用繁多中にまたまた次男までも差図しては本家の差支にもなる。そこで二代目からは相応の家業を見立ててやるといっているが、少くとも一代は本家に勤仕すべきものとしたのである。同時に隠居は本家にかよって家業を監督する定めであった。「家業は随分慥なる利廻しをなし」、新規のことをしないで、家産を維持するため、確実なる利殖をはかり、本家を中心に結集することを要求したのである。このように本家が同族に対して組織を強化するのは、当時の経営においてある程度の危機意識があったからだと思われる。

鴻池家の家訓店則はこの後も幾回か書きあらためられ、修正されているが、それらについてはまたの時に紹介したいと思う。